

財産の捕捉、国外送金とマイナンバー

所得のみならず財産の把握にもマイナンバーを活用

大和総研金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

2015年末から、一定水準以上の所得と資産がある個人は財産債務調書の提出が義務付けられ、2016年分からはマイナンバーも記入が必要です。国外送金等調書へのマイナンバーの記入、出国税の導入、金融機関口座に関する海外との情報交換制度の整備など、所得・資産の捕捉体制は、急速に整備されています。

1. マイナンバーを利用して財産を把握

(1) 財産債務調書の導入

マイナンバー制度は、税だけでなく、前回説明したように社会保障や災害対策にも利用されます。しかし、導入当初において、特に富裕層にとっては、やはり納税者番号としての側面が強いように思われます。

例えば2015年から、財産債務調書が導入されます。これは、個人が保有する財産と債務について種類別にその金額や数量などを記載するものです。従来から、同様の書類として財産債務明細書の提出が求められていました。これが、記載すべき内容を増やしたうえで、「調書」に格上げされました。これによって、税務署に質問検査権が認められる他、提出・不提出による過少申告加算税・無申告加算税の加減算措置が追加されるなど、内容が強化されています。提出しない場合でも罰則は適用されません。しかし、不提出あるいは記載漏れで隠していた資産から所得を得て、それを申告していなかった場合、加算税は5%上乘せされることとなります。

提出義務者は、①その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、②財産の価額が時価で3億円以上又は有価証券（およびまだ決済していない信用取引や先物取引・オプション取引などのデリバティブ取引）の時価¹が1億円以上の方です。①の所得金額は総所得金額と山林所得金額の合計をいい、退職所得を含みません。申告分離課税の所得（特別控除、繰越控除後）は、対象に含みます。申告分離課税の上場株式等の配当や譲渡益なども対象に含まれます。

¹ 有価証券の12月31日の時価（当該日に時価がない場合は直前日の時価）と未決済の信用取引やデリバティブ取引がある場合は、12月31日の時価で決済したみなし決済損益の合計額によります。

②の財産には、預貯金、有価証券、不動産、自動車、家財、書画骨董など、あらゆる財産が含まれます。国外において保有する財産も含まれます。記載内容は、提出者の氏名、住所、財産および債務の明細などです。有価証券の場合は、株式（上場株式と非上場株式は別の種類とします）、公社債といった種類ごとに加え、銘柄ごとに時価と取得価額も記載します。預貯金はその種類ごとに記載するとともに、金融機関と支店名を記載します。

毎年12月31日の財産・債務の状況を、翌年3月15日（所得税の確定申告期限）までに提出しなければなりません。提出は2015年12月31日分の財産・債務から義務付けられます。さらに、2016年12月31日分からは、マイナンバーの記載が義務付けられ、税務当局内での名寄せが容易になります。預貯金へのマイナンバーの付番は2018年以降で番号の告知は任意となる模様ですが、上述の①、②の要件を満たす富裕層の場合は、財産債務調書を経由して、預貯金の残高と預入先の金融機関・支店名等の情報が名寄せされることとなります。

なお、年末時点で5,000万円を超える国外財産を保有する場合は、既に国外財産調書の提出が義務付けられています。国外財産調書にも2016年12月31日分からはマイナンバーを記載することとなります。国外財産調書を提出しない場合には、罰則の適用があります²。国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書にはその旨とその総額を記載すれば足ります。

財産債務調書の様式と記載例は、6ページのとおりです。

(2) 固定資産情報の把握

番号法では都道府県知事、市町村長は地方税の賦課・徴収や調査にかかわる事務にマイナンバーを用いることが認められています。例えば、個人が保有する土地や家屋に対して固定資産税を賦課し徴収するための事務にマイナンバーを利用できます。ただし、固定資産税の賦課・徴収にマイナンバーを利用するか否かは、各市町村の判断に委ねられているようです。土地や家屋を持たれている方は、土地・家屋がある市町村の対応を確認しておいた方がいいでしょう。

固定資産税の賦課徴収のため、市町村は税務署等にマイナンバーを付された所得税の確定申告書などの書類の閲覧等を、情報提供ネットワークシステムを経由せずに入手できます。

2. 財産を国外に移転しても捕捉されます

(1) 国外送金等調書

2016年1月1日以後、銀行等の金融機関を経由して国外への送金を行う場合や国外からの送金を受領する場合、マイナンバーを含めた本人確認を行う必要があります。本人確認済みの預金口座（本人口座）を用いて行う場合は国外送金・送金の受領（国外送金等）のたびに本人確認は不要ですが、本人確認の際にマイナンバーの告知が必要です。ただし、2015年12月31日

² 国外財産調書の不提出・虚偽記載については、1年以下の懲役または50万円以下の罰金（またはその併科）が科されます（ただし、情状により罰則が免除される規定もあります）。

までに開設された既存の本人口座の場合は、マイナンバーの告知が3年間猶予されています。

1回あたりの国外送金等の金額が100万円を超える場合は、これを仲介した銀行等は送金等を行った者の氏名・住所、取引金額、取引の年月日や相手方の氏名・住所等を記載した国外送金等調書を税務署に提出しなければなりません。マイナンバーの告知を受けた後は、当該調書に送金等を行った者のマイナンバーが記載されるため、国外との資金のやりとりも、名寄せが容易になります。

(2) 国外証券移管等調書

2016年1月1日以後、国内証券口座から国外証券口座に有価証券を移管する場合、あるいは逆に国外証券口座から国内証券口座に有価証券を移管する場合は、マイナンバーも含めた本人確認を行う必要があります。本人確認済みの証券口座（本人証券口座）を通じて行う場合は、国外への又は国外からの証券移管（国外証券移管等）のたびの本人確認は不要ですが、本人確認の際にマイナンバーの告知が必要です。ただし、2015年12月31日までに開設された既存の本人証券口座の場合は、マイナンバーの告知が3年間猶予されています。

国外証券移管等を仲介した証券会社は、その金額に関係なく、移管等を行った者の氏名・住所、移管等を行った有価証券の種類・銘柄・数、取引の年月日やその原因となる取引等の内容などを記載した国外証券移管等調書を税務署に提出します。マイナンバーの告知を受けた後は、当該調書に移管等を行った者のマイナンバーが記載されるため、国外との証券のやりとりも、名寄せが容易になります。

(3) 出国税

わが国での課税を回避するために、税負担が少なく居住環境も整った外国に、富裕層が移住する例が増えてきているようです。そこで、わが国に居住する個人³が2015年7月1日以後に出国する場合、それまでに生じていた有価証券等や未決済の信用取引、未決済のデリバティブ取引の含み益に対して課税を行うこととされました（みなし譲渡益課税）。課税の対象となるのは、時価1億円以上の有価証券等および未決済デリバティブ等を保有する居住者です。ここでいう時価とは、出国日以前に確定申告する場合は出国予定日の3ヵ月前の日、出国日後に確定申告する場合は出国日の時価であり、当該日の有価証券の時価と当該日の時価で決済したとみなした場合の未決済の信用取引やデリバティブ取引の差損益の合計額によります。

納税は、出国日以前にその年の所得とあわせて確定申告により行います。出国時までに納税代理人の届出を行い、確定申告期限（翌年の2月16日から3月15日）までに納税管理人に確定申告書を提出し納税をしてもらうこともできます。2016年以降に出国した場合の確定申告書にはマイナンバーが記載されます。出国してから5年以内に帰国した場合は、課税を取り消す

³ 国外転出する日前10年以内において国内に住んでいた期間の合計が5年を超える個人が対象です。国籍は関係ありません。

ことができます。また、国外転出するときまでに納税管理人の届出をし、転出時のみなし譲渡益の申告期限までに担保を提供した場合は5年間（10年間まで延長可能）の納税猶予が認められています。

国外転出したときだけでなく、海外の居住者に贈与・相続などにより、有価証券等に移転するときも、同様の課税が行われます。

(4) 海外の口座情報が自動的に税務当局に通知

富裕層やグローバル企業のクロスボーダーの取引を利用した租税回避を防止するため、非居住者や外国法人の金融機関の口座情報を交換する制度の導入が推進されています。米国が先行して、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づき、外国金融機関に対して米国人・米国外人の口座情報の報告を求める制度を導入しました。日本の金融機関も既に2014年7月から米国人口座の確認を開始しています。

さらに、OECD（経済開発協力機構）も同様の制度の導入を進めています。金融機関が外国の居住者に係る金融口座情報の自動的交換を行う共通報告基準（CRS）を策定し、2014年7月に公表しています⁴。OECD加盟国や制度加入希望国は、2016年1月又は2017年1月の制度開始（初回の情報交換は2017年又は2018年から）をめざし国内法の整備を進めることになっています。この取り組みには90カ国以上が参加する見通し⁵で、各国の税務当局が非居住者の口座情報を自動的に交換し合うようになります。

日本では、2017年1月1日以後は、預貯金口座の開設、有価証券の口座の開設、信託契約の締結、保険契約の締結などを行う際に、口座の開設先・契約先の銀行、証券会社、信託会社、保険会社（報告金融機関）に対して、氏名・名称、住所、生年月日、居住地図、居住地図が外国の場合はその国の納税者番号（日本のマイナンバーは届出対象ではありません）などを記載した届出書を提出しなければなりません。この届出書は居住者・非居住者、国内法人・外国法人関係なく提出が求められます⁶。

一方、金融機関は、上記の新規口座分のみならず既存口座分についても、口座開設者が情報交換相手の国・地域の居住者であるか否かを確認し、当該国・地域の居住者である場合は、12月31日時点の上記の情報と口座残高又は契約額、その口座での運用・保有・譲渡による収入金額その他の情報を、翌年の4月30日までに、税務署に提出しなければなりません。初回は、2017

⁴ 吉井一洋・是枝俊悟「国際租税回避への対応と金融証券取引～金融口座の自動的情報交換と BEPS プロジェクトを中心に～」〔『大和総研調査季報』2015年新春号（Vol.17）、pp.78-111〕も参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150302_009472.html

⁵ 2015年6月4日現在、61カ国が参加を表明しており、94カ国が導入を確約しています。

<http://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/MCAA-Signatories.pdf>

<http://www.oecd.org/tokyo/newsroom/australia-canada-chile-costa-rica-india-indonesia-and-new-zealand-join-multilateral-agreement-to-automatically-exchange-tax-information-japanese-version.htm>

⁶ ただし、既存の取引があり、報告すべき本人確認事項の変更がない者は除かれます。

年12月31日時点の口座情報について、2018年4月30日までに提出します。ただし、既存口座・契約額が2016年12月31日時点で1億円以下の非居住者（個人）の場合は、確認の期限は2018年12月31日までとされています。

日本に導入された制度はあくまで、日本の金融機関に口座を持つ非居住者が対象ですが、当該制度は相手国との情報交換を前提としています。したがって、この自動情報交換の対象となる国の金融機関に日本の居住者が口座を開いている場合は、日本の税務当局に向けて毎年自動的に、口座の情報が通知されることとなります。将来的には、その際に、日本で用いているマイナンバーの告知が相手国の金融機関でも求められ、マイナンバー付の海外口座情報が、わが国の税務当局に送られてくることもあり得ると思われれます。

3. 資産課税強化の布石？

昨年（2014年）から今年（2015年）にかけて、フランスの経済学者であるトマ・ピケティ氏の『21世紀の資本』が注目されました。同書では、投資資産を豊富に持つ富裕層に富が蓄積していくことを防止するため、各国が協力して累進的な資本課税を導入することを提案し、そのために各国の税務当局が富裕層の資産を把握できる全世界的な情報報告システムを導入することを提案しています。

同氏の提案がそのまますぐに実現するわけではありませんが、上述したように、個人の所得だけでなく資産を把握するための体制整備は、日本のみならず、各国との共同作業で進められつつあります。また、消費税の負担増に伴い、消費税が非課税である不動産や金融資産について課税強化を求める意見が強まる可能性もあります。

資産を隠すという発想ではなく、むしろ将来に備え、資産をどう有効活用するかを検討した方がいよいに思われれます。

図表 国外財産調書記載例（国税庁資料）

平成××年12月31日分 財産債務調書

財産債務を有する者		住所 (又は事業所、事務所、居所など)		氏名 (電話) - -	
		種 類	用途		
土地		事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1	1 250㎡	250,000,000
建物		事業用	東京都港区〇〇3-3-3	1 500㎡	110,000,000
建物		一般用	東京都品川区〇〇5-5-5-2501	1 95㎡	89,000,000
			建物計		(199,000,000)
預貯金	普通預金	事業用 一般用	〇〇銀行△△支店		38,961,915
有価証券	上場株式(B社)	一般用	△△証券△△支店	5,000株	6,500,000 6,450,000
株式会社契約の債権		一般用	東京都港区〇〇1-1-1 株式会社 B	100口	100,000,000 140,000,000
先物取引の権利	先物取引(〇〇)	一般用	××証券××支店	100口	30,000,000 29,000,000
貸付金		事業用	東京都目黒区〇〇2-1-1 〇〇△△		3,000,000
未収入金	売掛金	事業用	東京都豊島区〇〇2-1-1 株式会社 C		1,500,000
未収入金	売掛金	事業用	その他10件		2,300,000
			未収入金計		(3,800,000)
貴金属類	ダイヤモンド	一般用	〇〇市〇〇町1-1-3	3個	6,000,000
その他の動産	家庭用動産	一般用	〇〇市〇〇町1-1-3	20個	3,000,000
その他の財産	委託証拠金	一般用	××証券××支店		10,000,000
借入金		事業用	〇〇銀行△△支店		20,000,000
未払金	買掛金	事業用	東京都港区〇〇7-8-9 株式会社 D		1,500,000
その他債務	保証金	事業用	東京都台東区〇〇2-3-4 株式会社 E		2,000,000
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の価額の合計額(34,000,000)円)					89,000,000
財産の価額の合計額		778,211,915		債務の金額の合計額	23,500,000
(摘要)					

(1)枚のうち(1)枚目

摘要欄に「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載する。

(出所) 国税庁「財産債務調書の提出制度 (FAQ)」(平成27年6月) 18頁

(次回予告: 企業、金融機関、行政機関におけるマイナンバー情報の保護措置)

以上